

平成18年8月21日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「局長通達」という。）をもって通達されたところであるが、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添（省略）のとおり周知したので了知されたい。

なお、平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「0622001号通知」という。）は、本通知をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）と同等以上の精度を有する分析方法について

局長通達の記の2の（2）の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の0622001号通知の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の（3）の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2の（1）と同様であること。

- 2 JIS法による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについて

（1）JIS法の9.の「二次分析試料によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、JIS法の解説の4.7では、JIS法で定める残さ率（以下「残さ率」

という。)が0.15を超えるときは、残さ率が0.15以下となるように溶解条件等を検討する必要があるとされている。このことから、例えば、酸の種類の変更等を行うことにより、残さ率が0.15以下となるようにすること。なお、一部の成形板等については、当該措置を講じたにもかかわらず、残さ率が0.15以下とならず、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合については、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。

- (2) 残さ率が0.15以下になった場合であっても、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合においては、一般に、石綿含有率はJIS法で定める定量下限(以下「定量下限」という。)以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うものとする。

### 3 JIS法による定量分析が必要とされない場合について

石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS法により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。

したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS法による分析の必要はないこと。

- (1) JIS法の7.に掲げる「一次分析試料による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(3)の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。
- (2) 局長通達の記の2の(1)の分析方法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合。
- (3) 廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(4)の「エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合。
- (4) JIS法は主として石綿含有率が5%以下の物に適用するものとされていることから、あらかじめ石綿含有率が5%を超えると認められる物の分析について、X線回折法による内標準法、添加法又は基底標準吸収補正法により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。